相続開始	**ご逝去** 故人のご逝去とともに、相続が開始します。 相続人は、遺産や債務の状況（銀行口座の残高証明などで把握できます）や他の相続人の存在（法定相続人は戸籍謄本などで確認できます）などの事情から相続するかどうか（単純承認、相続放棄、限定承認）を決めてください。

↓

３ヶ月以内	**相続放棄または限定承認** 相続人が相続放棄または限定承認をする場合は，原則として、故人のご逝去を 知った日から３か月以内に家庭裁判所に申述することが必要です。

↓

４ヶ月以内	**準確定申告** 故人が一定の収入要件を満たしている場合、亡くなった年の1月1日から死亡した日までの所得について、相続人が故人に代わって確定申告をします。 故人が遺贈をされていた場合は、ここで寄附金控除による減税を受けられるケースもあります。

↓

申告まで 遺贈	**遺産分割** 特定団体に寄附を行う旨のご遺言がある場合、ご遺言で指定された遺言執行者、故人の死後に裁判所で選任された遺言執行者、相続人のいずれかによって、ご遺言 どおりに当該団体への遺贈が行われます。 相続税申告の期限をご考慮の上、寄付先の団体へその旨ご連絡ください。

↓

10ヶ月以内	**相続税の申告・納付** 相続税の申告書を作成し、所轄税務署に提出します。 ここで寄付金の領収証等を添付すると、寄付金分は相続税が非課税になります。 別途、寄附金控除によるその年の所得税の減税も受けられます。 （※確定申告が必要です。）